

◎佐賀県条例第4号

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年佐賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、<u>第2項及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、</u>職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）<u>から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、</u>職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、延長後の配偶者同行休業の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情があることとする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p>

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年佐賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、<u>第2項及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する同法第26条の5第6項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）<u>から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する同法第26条の5第6項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。